

特集

わたしたちの暮らしを支える

固定資産税・

都市計画税

11月1日～17日は「税を
考える週間」です。

市の税収の約半分を占める
固定資産税・都市計画税
は、わたしたちの生活を支
えるための貴重な財源にな
ります。ぜひこの機会に税
について考えてみませんか。

問 177
税務課資産税係（内線

固定資産税とは

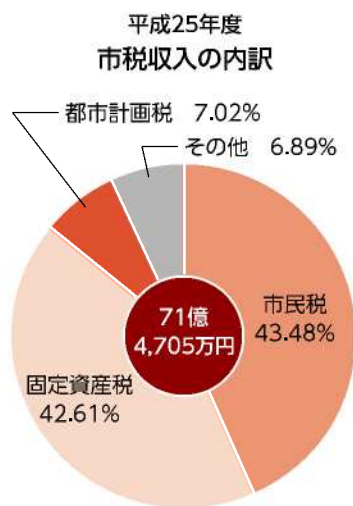
固定資産（土地、家屋、償却資産）にかかる税金です。毎年1月1日時点での固定資産の所有者が、その資産がある市町村に納めます。市税に占める固定資産税の割合は、約42・6%もあり、市税と並んで大きな財源となっています。

これらの税金は、福祉・防災・救急・道路整備など、暮らしに関わる基礎的な行政サービスを提供するために使われています。

都市計画税とは

都市計画用途地域内にある土地や家屋に対して固定資産税と併せて課税されます。市税収入に占める割合は、約7%あり、市税、固定資産税に次いで大きな財源となります。固定資産税と合わせると市税収入の約50%を占めます。

都市計画税は、交通施設や公園、上下水道などの公共施設の整備や、土地区画整理事業などに使われています。



Q&A

よくある質問にお答えします



Q 固定資産税が急に高くなったのはなぜ？

A 以下のような場合が考えられます。

- ▷土地や家屋を新たに取得した。
- ▷宅地造成などにより土地の地目認定が変更された。
- ▷家屋の取り壊しにより住宅用地に対する課税標準の特例がなくなった。
- ▷新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了した。

詳しく内容を確認したい場合は問い合わせください。



Q 固定資産税は、いつからいつまでの税？

A 固定資産税は、毎年1月1日現在「固定資産課税台帳」に所有者として登録されている人に対し、その年の4月1日から始まる会計年度の税として課税する年税です。いつからいつまでの期間に対して課税するというものではありません。



Q 家屋を取り壊したらどうすればいいの？

A 課税されている家屋を取り壊した場合、翌年度からその家屋には課税されません。なお、随時調査はしていますが、立地条件などから取り壊しの確認が困難な場合もあります。翌年度も課税される恐れがありますので、家屋を取り壊したら、早めにご連絡ください。



Q 土地の課税地目が登記地目と違う場合があるの？

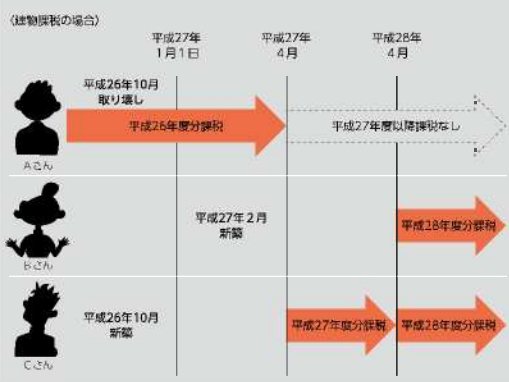
A 登記地目に関わらず、課税地目の認定は、その土地の現況および利用目的に重点を置き、1月1日現在の状況を見て認定します。

例えば、登記地目が原野である土地を駐車場として利用している場合、課税地目は雑種地として認定します。

Q 年の途中で土地や家屋を購入、売却した場合の固定資産税はどうなるの？

A 固定資産税、都市計画税は毎年1月1日現在の所有者に対して課税されます。

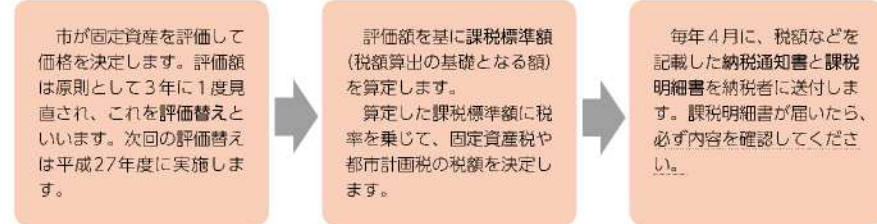
※年末に土地や家屋を売却したが、登記をするのが年明けになった場合、1月1日現在の登記上の所有者は売主のままなので、売主の方に課税されます。



Q 償却資産ってなに？

A 会社や個人が行っている事業で使用する機械・器具、備品、工具、構築物などを償却資産といいます。償却資産は、1月1日時点の資産所有状況を、1月31日までに市町村に申告する必要があります。

■固定資産税・都市計画税課税までの流れ



■ご存知ですか？ 家屋の固定資産税の減額措置

家屋の改修や新築に際し、工事費用や改修内容などの一定要件を満たせば、固定資産税の減額を受けられます。詳しくは問い合わせください。

※都市計画税は減額されません。

改修 高齢者等居住住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置
改修完了の翌年度分に限り、床面積100㎡相当分までの固定資産税を2/3に減額

- 改修内容
- ▷通路または出入り口の拡幅
 - ▷階段の勾配緩和
 - ▷浴室の改良
 - ▷便所の改良
 - ▷手すりの取り付け
 - ▷床の段差解消
 - ▷引き戸への取り替え
 - ▷床表面の滑り止め化



改修 既存住宅の耐震改修に伴う減額措置
改修完了の翌年度分に限り、床面積120㎡相当分までの固定資産税を1/2に減額

- 改修内容
- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させる改修工事



改修 既存住宅の省エネ改修に伴う減額措置
改修完了の翌年度分に限り、床面積120㎡相当分までの固定資産税を2/3に減額

- 改修内容
- ①窓の改修工事(2重サッシ化、複層ガラス化) ※①は必須
 - ②天井などの断熱性を高める改修工事
 - ③床などの断熱性を高める改修工事



新築 認定長期優良住宅に対する減額措置
新たに課税される年度より5年間(3階建て以上の中高層耐火住宅については7年間)、床面積120㎡相当分までの固定資産税を1/2に減額
対象 平成28年3月31日までに新築した長期優良住宅

※原則として、それぞれの減額措置を同時に受けることはできませんが、バリアフリー改修減額と省エネ改修減額の措置は、同時に適用されます。

※減額措置を受ける場合は原則として工事完了後3ヶ月以内に、また認定長期優良住宅の減額措置を受ける場合は新築した翌年の1月31日までに関係資料を添付の上「固定資産税減額申告書」を税務課資産税係に提出してください。なお、新築調査時に調査員に提出した方は、あらかじめ提出する必要はありません。